平成２２年（フ）第７３０号
大阪府藤井寺市小山８丁目１番11―105号、前住所大阪府藤井寺市小山４丁目６番29号
債務者　井上　真一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５０号
堺市南区原山台５丁１番１―307号
債務者　宮吉よし子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７９２号
堺市堺区住吉橋町１丁３番３号　岡本方
債務者　今津　雪江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番13号
債務者　森　　幸治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
大阪府河内長野市大師町14番15号
債務者　嶋崎　祐一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６５号
大阪府高石市千代田２丁目３番20号
債務者　森本　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目２番７―106号
債務者　林　　民和
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅12棟103号
債務者　竹谷久美子（旧姓薩摩）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
長崎県五島市吉久木町1368番地７　野路河住宅Ｄ304号室
債務者　若田　亜子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１１２号
福島県喜多方市豊川町一井字才ノ神979番地２
債務者　木鋤　義昭
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
神奈川県平塚市老松町２番21―304号　ハイネスプラザ杉山
債務者　内沼　貴孝
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７５号
神奈川県小田原市酒匂３丁目14番36号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９号
新潟県阿賀野市草水779番地
債務者　田中　康宏
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９３号
新潟県胎内市二葉町６番35号１Ｂ23
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９４号
新潟県阿賀野市中央町２丁目13番３号
債務者　渡邊　　大
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９６号
新潟県胎内市東本町17番26号、前住所新潟市西区小針１丁目11番12号　ダイアパレス小針1005号
債務者　八幡　邦昭
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５８号
新潟県上越市寺町３丁目17番10号　ハイツ白鳥２Ｆ号
債務者　安藤　賀子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　新潟地方裁判所高田支部